

# 久喜市内保育所等の災害時における臨時休園等のガイドライン

令和2年9月8日市長決裁

## 1 目的

台風、集中豪雨、地震等の自然災害発生時（以下、「災害時」という。）により、人的・物的被害が生じる恐れが高まった場合に、児童、保護者、保育従事者等の安全を守るため、久喜市内の公立保育所、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所（以下、「保育所等」という。）における臨時休園等の対応についてガイドラインを策定する。

## 2 臨時休園の基準・対応

災害時における臨時休園の基準及び対応について、下記のとおり定める。ただし、震度5弱以上の地震に伴う対応については、各施設の状況によることから、本ガイドラインに基づき、保育所等から市に連絡した上で、保育所等の判断で臨時休園するものとする。

### （連絡の流れ）

- ①市は、本ガイドラインに基づき、避難情報が発令された地区の保育所等の臨時休園を判断し、保育所等へ連絡する。ただし、災害の状況等によって、市からの臨時休園の連絡が間に合わない場合、保育所等は、市のホームページ等において避難情報を確認の上、本ガイドラインに基づき臨時休園を判断し、市へ連絡する。
- ②保育所等は、保護者へ臨時休園をメール等で連絡する。

### 《風水害等に伴う臨時休園の基準・対応》

警戒レベル	開園前	開園中
警戒レベル3 避難準備・ 高齢者等避難開始	臨時休園 (保育所等の対応) ・保護者へ連絡する。	児童降園後に臨時休園 (保育所等の対応) ・保護者に速やかなお迎えを依頼する。ただし、保護者のお迎えや児童の引き渡し危険な場合は、安全な状況になってからの対応とする。 ・原則、事前に保護者に周知している避難所へ園児を速やかに避難させる。ただし、園内が安全と判断した場合は、当該園にて保護者の迎えを待つ。
警戒レベル4 避難指示（緊急） 避難勧告		
警戒レベル5 災害発生情報		

※上記基準によらず、総合的な判断により保育所等の臨時休園を決定することがある。

## 《地震に伴う臨時休園の基準・対応》

警戒レベル	開園前	開園中
震度5弱以上の地震	<b>臨時休園</b> ただし、安全に保育が可能と判断される場合は保育を再開する。 <b>(臨時休園する場合の保育所等の対応)</b> ・久喜市保育課に事前に連絡する。 ・保護者へ連絡する。	<b>児童降園後に臨時休園</b> ただし、安全に保育が可能と判断される場合は保育を再開する。 <b>(臨時休園する場合の保育所等の対応)</b> ・久喜市保育課に事前に連絡する。 ・安全な場所に児童を誘導する。 ・安全な保育が困難と判断される場合には、保護者に速やかなお迎えを依頼する。

### 3 保育所等の再開の基準・対応

避難情報の解除後、または災害発生後に、次の事項等を確認しながら安全に配慮し、保育所等を再開する。

#### (確認事項)

- ・施設の安全の確保
- ・施設周辺の安全の確保
- ・ライフラインの状況（電気、水道、ガス、交通等）
- ・給食の提供（一時的に弁当持参等を検討）
- ・職員体制の確保

#### (連絡の流れ)

- ①市は、本ガイドラインに基づき、避難情報が解除されたときは、保育所等に施設の再開を連絡する。ただし、災害の状況によって、市からの避難情報解除の連絡が間に合わない場合、保育所等は、本ガイドラインに基づき施設を再開する。
- ②保育所等は、上記確認事項を確認し、安全に保育できる状況を確認した上で、保育所等を再開し、再開の旨を市に報告する。
- ③保育所等は、保護者へ保育所等の再開をメール等で連絡する。

### 4 代替保育

市は、災害時に勤務を要する社会的要請が強い医療関係等の職種に従事する保護者の児童に対して、児童、保護者、保育従事者等の安全に留意した上で、安全に保育を実施することが可能であると判断される場合、代替保育施設における保育の実施に努める。

### 5 保護者への事前周知

本ガイドラインによる臨時休園及び再開の基準・対応については、市ホームページに公表するとともに、保育所等において入園説明会等に保護者に周知し、理解を得るものとする。

## 6 その他の計画等との関連

保育所等は、本ガイドラインや久喜市防災ハザードマップを参考としながら、詳細な非常災害対策計画、マニュアル、運用指針等を適切に整備し、職員間で共有するとともに、災害時の対応について保護者と共有するものとする。

### 参考 《警戒レベルと市民がとるべき行動の関係》

警戒レベル	行動を市民に促す情報 (避難情報等)	市民がとるべき行動	発令
警戒レベル5	<b>災害発生情報</b> (災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令)	既に災害が発生しており、命を守るための最善の行動	久喜市が発令
警戒レベル4 危険な場所から <b>全員避難</b>	<b>避難指示(緊急)※ 避難勧告</b> ※地域の実情に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令	速やかに立退き避難 等 直ちに命を守る行動	
警戒レベル3 危険な場所から <b>高齢者等は避難</b>	<b>避難準備・ 高齢者等避難開始</b>	高齢者等の要配慮者は立退き避難 その他の人は立退き避難の準備	
警戒レベル2	注意報	避難に備え自らの避難行動を確認する ・ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認 ・避難情報の把握手段の再確認、 注意	気象庁が発令
警戒レベル1	早期注意情報(警報級の可能性)	災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意 等	

※国土交通省、気象庁、埼玉県などから警戒レベル相当情報が発令された場合でも、必ず同レベルの避難情報が同じ時間や区域に発令されるものではない。警戒レベル相当情報は、防災気象情報(洪水及び土砂災害に関する情報)に付されるもので、避難行動等を判断するための参考となるものである。